

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等の見直しについて

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（現状と課題）

現状・課題

- 全国的に障害児通所支援を受けているこどもの数は、発達障害の認知の社会的広がり等も背景に増加しているが、一人ひとりの生活状況やニーズ等に応じた丁寧な支援が必要である。
- 一方で、障害児通所支援の利用状況には、自治体内での給付決定児童割合等の地域差が存在している。
- こうした地域差の背景として、障害児通所支援を利用するこどもの数の増加によって、適切なアセスメントに基づくプランニングがされておらず、保護者のみの希望に沿った計画内容や、個々のニーズに基づかない計画内容となっている可能性があることが考えられる。
- これまでの対応として、令和6年度に「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」を改正（※）するとともに、全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析等を目的として、国において、令和6年度から3力年で「地域支援体制整備サポート事業」を進めている。

（※）令和6年度の改定内容（一例）

■通所給付決定の際の勘案事項として定める趣旨

障害児の状態は、保護者の状態や養育環境も含めた環境による影響も大きいことから、支援の必要性を判断する上で、保護者の子育てで抱えている精神的な負担、これに対する支援の状況、家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながり等、家庭の状況も丁寧に把握することが重要である。

■支給量の定め方

障害児通所支援の種類ごとに、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要（見込み）日数を定める。一月当たりの利用必要（見込み）日数を定めるに当たっては、全ての障害児について一律の日数を定めるのではなく、個々の障害児及び家族の支援ニーズを踏まえ、それぞれの状況に応じて個別かつ適切に定めること。

■通所給付決定における留意事項

本人や保護者の希望を踏まえながら、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用（併行利用を含む。）する機会が確保されるよう、例えば、子育て支援担当部門と連携し、一般施策の受け入れ体制等について、保護者へ情報提供を行うとともに、必要に応じて子育て支援担当部門につなぐといった対応や保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等の見直しについて

対応の方向性

- 一人ひとりの生活状況やニーズ等に応じた丁寧な支援を行うため、支給の可否や支給量を適切に判断・決定することが必要。
- 障害児通所給付費に係る給付決定事務における給付決定プロセスを標準化する（※）観点から、以下の取組を実施することとする。
 - ※ 令和6年度の「地域支援体制整備サポート事業（国実施分）」において、自治体の障害児通所給付決定事務における給付決定プロセスの標準化（支給量の基準を設けるのではなく、給付決定の手続きの標準化を行うこと）が重要であるとの指摘がされている。

今後の対応（案）

（1）「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（事務処理要領）の見直し

①支給申請前に必要な情報収集の標準化

→ 通所給付決定の際の勘案事項とされている、申請に係る障害児の介護を行う者の状況、障害児の置かれている環境、障害児通所支援の提供体制の整備の状況について、障害児本人の健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、市町村が給付決定の可否及び支給量を判断するに当たって必要となる情報（例えば、対象児童の健診結果、在籍園・校での対応状況等）の収集を行うべきである旨を明記する。

②会議体による協議を踏まえた給付決定の標準化

→ 上記の情報収集を基に、給付決定の可否及び支給量を適切に判断するための会議体を設置し、会議体での協議を踏まえて決定することが望ましいものとする（既存協議会等の活用のほか、外部委託等により会議体を設置することなども想定）

（2）市区町村へのアドバイザーの派遣

国においては、上記の見直しに係る情報収集の取組やインクルージョンを推進する観点からの取組を実践している自治体の例の周知を行うとともに、令和7年度の「地域支援体制整備サポート事業（国実施分）」において、市区町村へアドバイザー（好事例自治体の職員と国職員を想定）を派遣し、支給申請前に必要な情報収集の取組、会議体による協議を踏まえた給付決定の取組等の助言を行うこととする。

参考資料

II. 今後の取組

2. 医療・介護制度等の改革

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

◆ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施

- ・（略）
- ・ 令和6年度介護報酬改定と障害福祉サービス等報酬改定については、介護や障害福祉の現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う。

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

◆ 障害福祉サービスの地域差の是正

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、**自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。**

（能力に応じた全世代の支え合い）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

<③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された、質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討

◎ 経済・財政新生計画の改革実行プログラム2024 (令和6年12月26日) (抄)

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度			
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度		2026 年度		2027 年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
医療・介護制度等の改革	⑩生活保護の医療扶助の適正化等							
	実施方法について検討、ガイドライン等の作成。		都道府県が広域的な観点から、頻回受診対策、重複・多剤投薬等の取組目標の設定・評価やデータ分析等を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う仕組み等の着実な実施。オンライン資格確認の仕組み等を活用した頻回受診対策の推進。					
	医療費全体に関する都道府県ガバナンス強化の観点から、生活保護受給者が国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入することについて、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、検討を深める。							
	«厚生労働省»							
	⑪障害福祉サービスの地域差の是正							
障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画（2027～2029年度）に向けて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、更なる取組を検討・推進する。		
都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するための検討を行い、必要な措置を講じる。								
共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、事業所指定の在り方に関する更なる取組を検討・推進する。		
相談支援の利用を促進し、セルフプランの適正化を図る。地域における給付決定事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題整理を行った上で、好事例の横展開等、利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、適切な給付決定のための更なる取組を検討・推進する。		
«厚生労働省、こども家庭庁»								

「令和6年度予算の編成等に関する建議」

(令和5年11月20日財政制度等審議会) (抜粋)

オ) サービス利用者等の地域差

都道府県別に人口千人当たりの利用者数を比較すると、障害者向けサービスで最大2.1倍、障害児向けサービスで最大3.9倍と、地域差が大きい状況にある。同様に、障害者手帳についても、都道府県別に人口千人当たりの新規交付数を比較すると、身体障害者手帳で最大2.4倍、療育手帳で最大3.1倍、精神障害者保健福祉手帳で最大4.2倍と、地域差が大きい状況にある。

このため、障害福祉サービス等の持続可能性を確保する観点から、このような地域毎の偏在が生じている要因を分析し、是正のための適切な措置を講じるべきである。〔資料Ⅱ－1－88参照〕

イ) 自治体の給付決定・セルフプラン

障害児支援においては、利用者一人当たりの給付決定量の地域差が大きい。また、専門職である相談支援専門員の支援を受けずに、利用者自らが利用計画案を策定するセルフプランについて、過剰なサービス申請がなされる懸念があるが、利用計画全体のうちのセルフプランの割合が著しく高い地域もある。

このような地域差を解消するため、国が給付決定における具体的な基準等を定めるとともに、相談支援専門員による計画作成を徹底し、セルフプランの解消を推進すべきである。また、国が自治体の実態を把握し、乖離が大きい自治体等に助言等を行うことで地域差解消を支援すべきである。〔資料Ⅱ－1－96参照〕

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和7年度予算 国実施分 0.6億円 (0.1億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 自治体実施分 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

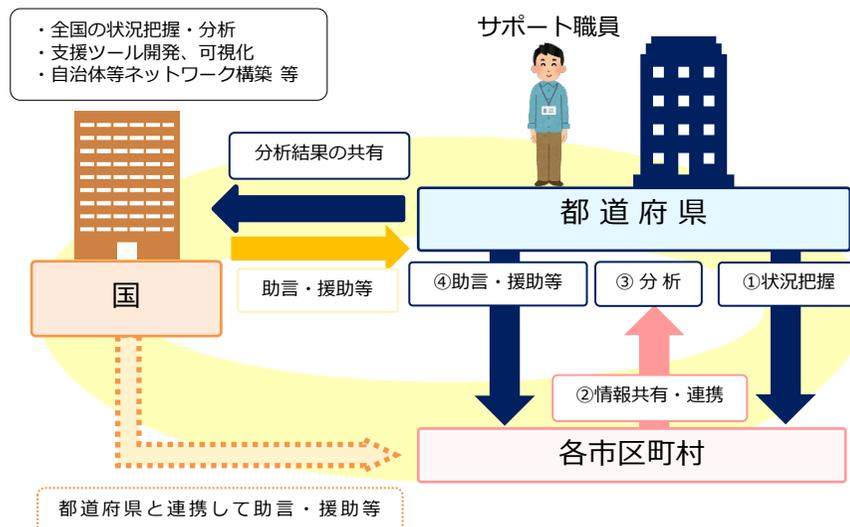
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額